

生駒市規則第 1 1 号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 5 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けた者が駐車場を定期的に利用するとき。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が駐車場を定期的に利用するとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。